

ハイム学芸に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（令和4年規則第27号）の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 規則第3条の2第2号に定める貸与の対象者は、次に掲げる者とする。ただし、宿舍の管理運営上必要な場合は、貸与の対象者であっても、空室の状況を考慮して入居を制限できるものとする。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（<u>令和4年規則第27号</u>）の適用を受ける特任教員</p> <p>(4)～(12) [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年3月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 規則第3条の2第2号に定める貸与の対象者は、次に掲げる者とする。ただし、宿舍の管理運営上必要な場合は、貸与の対象者であっても、空室の状況を考慮して入居を制限できるものとする。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（<u>平成18年規則第22号</u>）の適用を受ける特任教員</p> <p>(4)～(12) [省略]</p> <p>[省略]</p>